

議案第35号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

宇治市長 山本 正

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものあります。



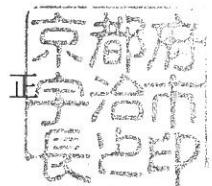
## 専 決 処 分 書

専決第8号

宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて、地方自治法  
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

宇治市長 山 本



## 宇治市条例第15号

### 宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第28条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第28条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第44条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第60条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に、「、これを固定資産課税台帳」を「、固定資産課税台帳」に改め、同条第5項中「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第6項中「よつて」を「より」に、「第49条の2」を「第49条の3」に改め、同条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第67条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第67条の2の見出しを「（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）」に改め、同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第103条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）

」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第105条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。第105条第1項前段中「よつて」を「より」に、「にあつては」を「には」に改め、同項後段中「、第103条第2項」を「、第103条第3項」に改め、同条第2項の表以外の部分中「よつて」を「より」に改める。

第140条第2項中「第349条の3第10項、第12項、第24項又は第28項から第31項」を「第349条の3第9項、第11項、第23項又は第27項から第30項」に改める。

附則第8条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の2中「、第19項、第21項」を「から第20項まで」に、「、第25項、第27項、第32項、第40項」を「、第29項」に、「第43項から第45項」を「第37項から第39項」に、「第28項から第31項」を「第27項から第30項」に、「若しくは」を「、「若しくは」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の3中第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「

附則第15条第33項第1号口」を「附則第15条第30項第1号口」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ハ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第10項を削り、同条第11項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第2号口」を「附則第15条第30項第2号口」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号口」を「附則第15条第30項第3号口」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第21項を第18項とする。

附則第9条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第18条、第19条及び第20条の2中「第19項」を「第18項」に改める。

## 附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」という。）第28条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第28条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用する。